

令和4年度予算に係る概算要求の実施概要

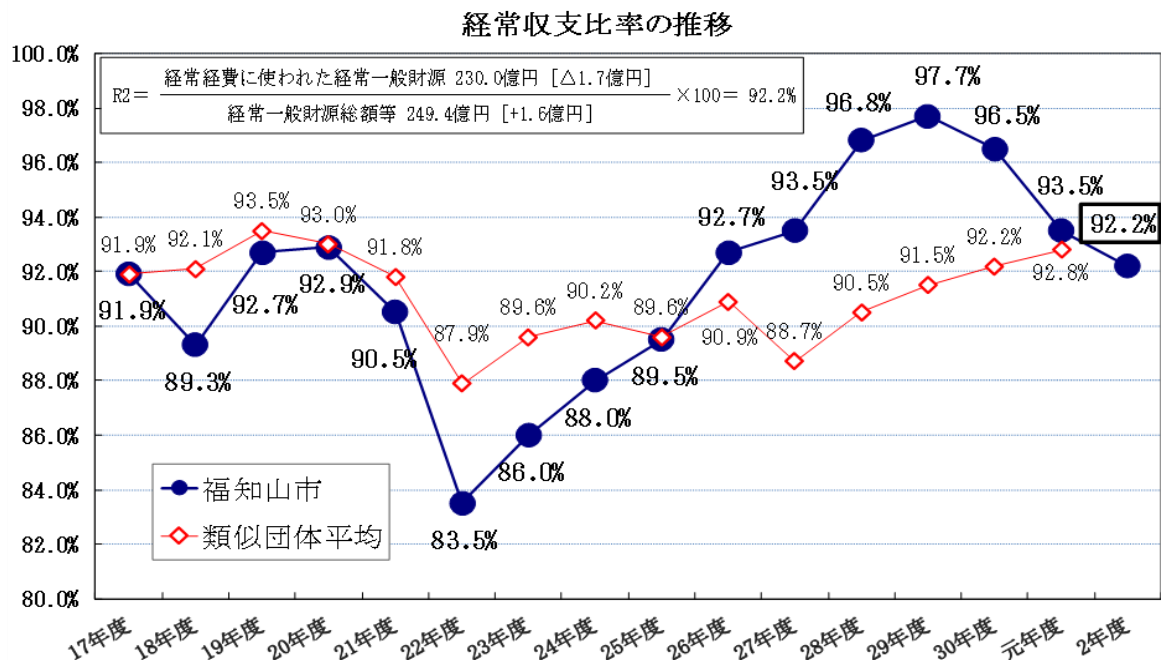
1 令和2年度一般会計決算の状況

令和2年度一般会計の実質収支決算は約10.5億円の黒字となりました。

これは、新型コロナウイルス感染症対策に対応するために過去最大の歳出規模を記録する中で、地方創生臨時交付金や減収補てん債・猶予特例債などの特例的な財源を最大限に確保したうえに、2.0億円の財政調整基金の繰入を行った結果の黒字です。令和3年度以降においても継続的な新型コロナウイルス感染症対策に取り組まざるを得ない現状に鑑みると、決して楽観できる決算状況とは言えないところです。

2 令和2年度経常収支比率の状況

財政構造の硬直性を示す経常収支比率（市税などの経常的収入のうち経常的経費÷固定経費に充当された金額を示す割合）は、ここ数年にわたる厳しい経常経費シーリングなど全庁的な取組により92.2%まで改善し、第6次行政改革の目標値を達成しました（下図参照）。今後は弾力性のある行政運営を継続していくために、再び悪化させない財政運営が求められます。



3 令和4年度概算要求の進め方

令和4年度は、「未来創造福知山 基本計画」、「第6次行政改革大綱」に代わる、次期計画の初年度にあたります。現時点で次期計画は未定の中であるため、それぞれの旧計画の目標値を概ね維持することを暫定的な方針として令和4年度予算編成に着手します。

よって、前述のとおり令和2年度決算で92.2%となった経常収支比率については、令和3年度に続いて令和4年度においてもその数値を概ね維持することを念頭において予算編成を進めます。

この方針のもと、本要求での経常的経費に対して設定するシーリング基準を算出するため及び要求予定の概算総額を把握するため概算要求を実施します。また、概算要求結果を踏まえ、本要求においては予算編成方針等によって改めて基準を示します。

なお、概算要求の金額は、その総額を概算要求の状況として公表します。

4 概算要求シーリング基準の設定

令概算要求の基準は「8 概算要求の要領」の通りとします。ただし、要求基準に示すシーリングは各事業に対してそれぞれ一律に適用するのではなく、個々の事業で見直し・検討を踏まえた増減を織り込み、課、部全体で基準とするべきものです。

なお、本要求の要求基準は、国の予算編成の動向を睨みつつ、市の概算要求において総額等を把握した後に設定します。

5 経常経費シーリング基準の達成に向けて

各部のシーリング額を必ず達成するようにしてください。

増額予算を計上する際には必ず同額の予算減を行うことを鉄則として、業務の停止など抜本的な見直しも辞さない覚悟で、各部で十分に事業内容を精査ください。

それでもなお各部の基準達成が困難な場合は、その内容等を全庁で共有し具体的な解決策を協議する予定とします。

各部において達成できない場合は、その内容、金額、理由及び代案を概算要求締切日までに別添様式により財政課まで報告ください。

6 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の影響の取扱いについては次のとおりとします。

- (1) 令和3年度での感染症の完全な終息は前提とせず（現状が継続するとの想定）、ウィズコロナ社会における市政運営に必要な予算とすること。
- (2) イベント等にあっては、現状のコロナ禍が継続する想定下において、実施に必要な措置について十分に考慮した要求とすること。ただし、予算編

成中の感染症拡大状況の変化等に伴い実施方針が変わる場合は、予算要求の内容の変更を認めるものとする。

- (3) 緊急事態宣言発令が発令された場合を想定しての経費（増額・減額とも）については見込まないこと。その場合の予算については、補正予算又は予備費使用を想定。
- (4) 地方創生臨時交付金は、令和4年度予算では見込まないこと。
- (5) 感染症の影響が落ち着いた後の反転攻勢を想定し、種々の施策を現時点から検討しておくこと。感染症の状況によっては、令和4年度当初予算での計上もあり得るものとして準備しておくこと。

7 重要案件に係る要求等

新規・拡充事業等の重要な案件については、オータムレビューをはじめとして理事者等に十分な説明を行い、基本的な事業スキーム等を理事者等と共有したうえで要求するようにしてください。概算要求の期限に間に合わない場合は概算要求をしつつ、本要求時には必要な協議を終えておくように努めてください。

また、過去の事業たな卸しや令和2年度の事務事業評価、事後・事中評価については、その結果を真摯に受け止め、必要な検討と調整を行ったうえで予算要求を行ってください。

また、最終的に調整される令和4年度予算案は、今年度策定予定の「(仮称)まちづくり構想 福知山」に沿ったものとして公表することを意識し、概算及び本要求を行ってください。

8 概算要求の要領

具体的な要求の要領は次のとおりとします。

ア 作業の主旨	<p>本要求時点での経常収支比率の悪化を回避するため、概算予備要求作業を通じて要求内容の適正化を図りつつ本要求での経常経費のシーリング基準を設定します。</p> <p>また、歳出・歳入予算の総額を把握し、財源の必要額等の分析に活用するとともに、歳出予算総額の要求を「概算要求の状況」の公表の基礎資料とします。</p>									
イ 対象会計等	<table border="1" data-bbox="515 1581 1324 1800"> <thead> <tr> <th data-bbox="515 1581 911 1626">会計名</th> <th data-bbox="911 1581 1324 1626">要求事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="515 1626 911 1671">一般会計</td> <td data-bbox="911 1626 1324 1671">・すべての歳入及び歳出</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1671 911 1756">特別会計</td> <td data-bbox="911 1671 1324 1756">・一般会計繰入金 ・一般会計負担金</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1756 911 1800">企業会計</td> <td data-bbox="911 1756 1324 1800">・一般会計からの負担金等</td> </tr> </tbody> </table>		会計名	要求事項	一般会計	・すべての歳入及び歳出	特別会計	・一般会計繰入金 ・一般会計負担金	企業会計	・一般会計からの負担金等
会計名	要求事項									
一般会計	・すべての歳入及び歳出									
特別会計	・一般会計繰入金 ・一般会計負担金									
企業会計	・一般会計からの負担金等									
ウ 作業期限	<p>令和3年10月6日(水)</p>									
エ 作業方法	<p>①財務会計システムの「R04」の年度区分にて入力してください。</p> <p>②入力結果を元に各部において「R04 予算要求分析シート」を作成し、概算要求基準への適合を図ったうえで、最終入力結果を反映して提出してください。</p>									

	<p>③「要求区分」は概算要求時点では特に指定しません。</p> <p>④「事業内容」「効果」欄は後述する定型フォームに従い入力してください。</p>
<p>オ 概算要求基準</p>	<p>【歳入】</p> <p>①国・府支出金 現在国府の予算動向が不明確で多分に見積困難な要素があるかと思われるが、現実的な要求とすること。各省概算要求や府の動向につき情報収集に努めること。令和3年度に計上もれがあったものは確実に要求すること。</p> <p>②その他特定財源（使用料手数料、分担金負担金、雑入、財産収入等） 前年度数値を参考に、過大過少とならないよう、適正に見積ること。広告収入や財産売払収入、企業版ふるさと納税、クラウドファンディング、ソーシャルインパクトボンドなど、新規歳入確保につき積極的な取組を検討すること。</p> <p>③市債 ハード事業（臨時的経費）の場合、市債は事業費にあわせ適正に見積ること。期間限定の市債メニューもあるため、要求に当たっては財政課部局担当者のご相談されたい。ただし発行残額が僅かとなっている旧合併特例事業（充当率95%）での要求は留保し、他のメニュー等での財源要求とすること。</p> <p>【歳出】 概算要求基準は、<u>一律適用を指示するものではない。</u>基準に基づいて算出した額の総額が要求総額上限であり、要求部課においてその要求総額上限を念頭に事業ごとに最適な増減を加え、部内の全事業総額において適用するものである。 <u>なお、次に示す基準①～④は経常的経費に対して適用するものである。</u></p> <p>①<u>物件費、維持補修費、補助費等（負担金補助及び交付金以外）、臨時職員報酬・手当は、R03当初予算比99.2%以下</u></p> <p>②<u>扶助費は、R03当初予算比99.8%以下（国庫補助事業を除く（府単独事業は減額シーリング対象））。</u></p> <p>③<u>その他の経費はR03当初予算額と同額とする。</u></p> <p>④<u>新規に開始する事業がある場合、その展開について最長3年後に廃止（＝実施は最終R06までと明記）することを要求時点で制度設計し、かつ予算発表時点で対外的に広報するものは臨時扱いとみなすが、それ以外は事実上経常的経費と判定し、①、②の要求基準を総枠で適用する。</u></p> <p>⑤<u>経常的経費の判断については別添「R04 予算要求分析</u></p>

	<p>シート」及び「R03 決算統計資料」にて判断すること。</p> <p>⑥他課の事業を統合したことにより、要求額が前年度比で増額となることは当然ありうるが、一方で統合された事業の従前所管課の要求額は①～④の基準に加えて統合した課の増額分相当の減額があつて然るべきである。</p> <p>⑦シーリングの対象としない個別経費は「カ 概算要求シーリング対象外経費」のとおり。</p> <p>⑧臨時的な経費の要求基準は設けないが、フルコストでの経費比較をして実施の必要性和金額の妥当性を見極めて要求すること。</p>
カ 概算要求シーリング対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団員退職報償に係る隔年での増減 ・ 福知山公立大学運営費交付金、高等教育無償化制度交付金 ・ 令和3年度補正予算で追加された経常経費

9 新年度予算編成の今後の予算スケジュール

10月上旬	概算要求締切
10月中旬	本要求に向けたシーリング率等設定庁内協議
10月中旬	R4当初更新長期継続契約・R4過疎・辺地計画追加事業の先行査定案件財務部ヒア…①
10月下旬	予算編成方針発出
10月中旬	①の先行査定案件市長査定
11月下旬	本要求締切
11月下旬～12月上旬	財務部ヒアリング
12月下旬～1月下旬	理事者査定